

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)等関係法律の一部改正に伴い、手数料の追加等を行うとともに、琵琶湖博物館の利用促進のため年間観覧料の引き下げを行うこととするため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 歯科技工士法の改正により、都道府県が実施することとされていた歯科技工士国家試験が全国統一試験となることから、歯科技工士国家試験の手数料を削除することとします。(第2条関係)
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。(第2条関係)
- (3) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正に伴い、その名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改められたこと等から、必要な規定の整理を行うこととします。(第2条、別表第64関係)
- (4) 琵琶湖博物館の観覧料および年間観覧料について、次のとおり額の改定等を行うこととします。(付則、別表第28の2関係)
 - ア 年間観覧料について、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者にあつては1人1年につき800円に、その他の者にあつては1人1年につき1,500円に改めること。
 - イ リニューアルオープンに係る工事の期間中の観覧料の特例を定めるとともに、平成27年7月1日からリニューアルオープンの前日までの間に年間観覧料を納めた者に係る観覧することができる期間を当該リニューアルオープンの日から起算して1年間延長すること。
- (5) 建築基準法、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律および都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料のうち、建築基準法の規定に基づく構造計算適合性判定の手数料を削除することとします。(別表第43、別表第66～別表第68関係)
- (6) 宅地建物取引業法に基づく事務手数料について、「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に改称されたことに伴い所要の改正を行うとともに、宅地建物取引士証の書換え交付および再交付に係る手数料を新たに設定することとします。(別表第50関係)

(7) その他

ア この条例は、別段の定めがあるものを除き、平成27年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>第2条第1項 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(47) 略</p> <p>(48) <u>歯科技工士法に基づく事務手数料</u></p> <p><u>歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号。以下この号において「歯科技工法改正法」という。）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の手数料 1件につき 36,000円</u></p> <p><u>歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条および歯科技工法改正法附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の合格証明書の交付の手数料 1件につき 3,000円</u></p> <p>(49)～(79) 省略</p> <p>(79)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく事務手数料</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この号において「法」という。）<u>第9条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 41,000円</u></p> <p><u>法第16条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,100円</u></p> <p>(80)～(81) 省略</p> <p>(82) <u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく事務手数料 別表第64に定める額</u></p> <p>(82)の2～(86) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条第1項 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(47) 省略</p> <p>(48) <u>削除</u></p> <p>(49)～(79) 省略</p> <p>(79)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく事務手数料</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この号において「法」という。）<u>第10条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 41,000円</u></p> <p><u>法第17条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,100円</u></p> <p>(80)～(81) 省略</p> <p>(82) <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく事務手数料 別表第64に定める額</u></p> <p>(82)の2～(86) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p>

付 則

①・② 省略

③ 平成20年9月30日までの間に限り、温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査の手数料として、1件につき7,500円を徴収する。

別表1～別表第28の2 省略

別表第28の2

- 1 観覧料 省略
- 2 年間観覧料

区分		金額
常設展および企画展	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1年につき 1,600円
	その他の者	同 3,000円

- 3 特別観覧料 省略
- 4 駐車場使用料 省略

別表第29～別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

付 則

①・② 省略

③ 平成27年7月1日から規則で定める日までの間（以下この項において「特例期間」という。）において別表第28の2第2項の年間観覧料を納めた者に係る同項の常設展および企画展を観覧することができる期間は、同項の規定にかかわらず、当該年間観覧料を納めた日から、特例期間が満了した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

④ 琵琶湖博物館展示交流空間再構築事業に伴い琵琶湖博物館の常設展示の一部を行わないこととする期間として規則で定める期間における別表第28の2第1項第1号の規定の適用については、同号中「400」とあるのは「200」と、「750」とあるのは「300」と、「320」とあるのは「160」と、「600」とあるのは「240」とする。

別表1～別表第28 省略

別表第28の2

- 1 観覧料 省略
- 2 年間観覧料

区分		金額
常設展および企画展	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1年につき 800円
	その他の者	同 1,500円

- 3 特別観覧料 省略
- 4 駐車場使用料 省略

別表第29～別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
（ア）床面積の合計が30平方メートル以内のもの	17,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、13,000円）
（イ）床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	26,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、19,000円）
（ウ）床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	40,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、28,000円）
（エ）床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	53,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、35,000円）
（オ）床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	92,000円
（カ）床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	140,000円
（キ）床面積の合計が2,000平方メートル以内のもの	
（ク）床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
（ケ）床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	290,000円

区分	金額
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	17,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、13,000円）
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	26,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、19,000円）
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	40,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、28,000円）
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	53,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、35,000円）
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	92,000円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	140,000円
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	290,000円

ルを超え5,000平方メートル以内のもの	
の	
(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	290,000円
の	
(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	460,000円
の	
(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	760,000円
イ 法第6条第5項または第18条第4項の規定に基づき建築物に関する構造計算適合性判定を求めなければならない場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に当該申請または通知に係る建築物に関する構造計算適合性判定について(1)の2の項の規定により算定した金額を合算した金額および3,200円を加算した金額
(1)の2 法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定の手数料	
ア 法第20条第2号イまたは第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を行う場合であつて、入力情報の電子データが提出されたとき。	

を超え10,000平方メートル以内のもの	
ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	460,000円
コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	760,000円
削除	削除

7

(ア) 床面積が200平方メートル以内のもの	88,700円
(イ) 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	100,100円
(ウ) 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	111,600円
(エ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	123,000円
(オ) 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	139,600円
(カ) 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	176,000円
(キ) 床面積が50,000平方メートルを超えるもの	297,600円
イ その他の場合	
(ア) 床面積が200平方メートル以内のもの	117,100円
(イ) 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	140,000円
(ウ) 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	162,800円
(エ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	185,700円
(オ) 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	221,900円
(カ) 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	294,700円
(キ) 床面積が50,000平方メートルを超えるもの	541,300円

えるもの	
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア～コ 省略	省略
(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア～コ 省略	省略
(4) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第17項の規定に基づく通知に対する審査の手数料 ア～コ 省略	省略
(5) 法第7条の6第1項第1号または第18条第22項（これらの規定を法第87条の2または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査の手数料	省略
(6)～(22)の2 省略	省略
(22)の3 法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積または同条第5	省略

(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア～コ 省略	省略
(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア～コ 省略	省略
(4) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査の手数料 ア～コ 省略	省略
(5) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または第18条第24項第1号もしくは第2号（これらの規定を法第87条の2または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	省略
(6)～(22)の2 省略	省略
(22)の3 法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積または同条第5	省略

項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
(22)の4 法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さまたは構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	省略
(22)の5～(41) 省略	省略
(42) (43)の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	省略
(43) 法第87条の2において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	省略
(44) 法第87条の2において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第17項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	省略
(45) 省略	

項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
(22)の4 法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さまたは構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	省略
(22)の5～(41) 省略	省略
(42) (43)の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	省略
(43) 法第87条の2において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	省略
(44) 法第87条の2において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請または法第87条の2において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	省略
(45) 省略	

(46) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	省略
(47) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第17項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	省略

注

- 1 省略
- 2 (1)の2の項の床面積は、構造計算適合性判定を行う建築物の床面積とする。ただし、計画の変更をして建築物を建築し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをする場合にあつては、構造計算適合性判定を行う建築物の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。
- 3 (2)の項および(3)の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをする場合にあつては当該移転、修繕または模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 4 (4)の項の床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。
- 5 建築物、建築設備または工作物（以下この表において「建築物等」という。）のうち次に掲げるものに係る(1)の項、(2)の項から(4)の項までおよび(41)の項から(47)の項までに掲げる事務の手数料は、

(46) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	省略
(47) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	省略

注

- 1 省略
(削除)
- 2 (2)の項および(3)の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをする場合にあつては当該移転、修繕または模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 3 (4)の項の床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。
- 4 建築物、建築設備または工作物（以下この表において「建築物等」という。）のうち次に掲げるものに係る(1)の項から(4)の項までおよび(41)の項から(47)の項までに掲げる事務の手数料は、それぞれこ

それぞれこの表に定める手数料の金額の5割に相当する金額とする。
ただし、(1)の項イに掲げる事務の手数料は、(1)の項アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額の5割に相当する金額に当該申請または通知に係る建築物に関する構造計算適合性判定について(1)の2の項の規定により算定した金額を合算した金額および1,500円を加算した金額とする。

(1)~(3) 省略

6 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける地域内において災害により滅失し、または損壊したため、当該災害の発生の日から6月以内に確認申請書が提出された建築物等に係る(1)の項、(2)の項から(4)の項までおよび(41)の項から(47)の項までに掲げる事務の手数料ならびに地方公共団体が行う災害応急住宅の建築に係る(1)の項および(2)の項から(4)の項までに掲げる事務の手数料は、無料とする。
ただし、当該建築物等および建築に係る(1)の項イに掲げる事務の手数料は、当該申請または通知に係る建築物に関する構造計算適合性判定について(1)の2の項の規定により算定した金額を合算した金額とする。

7 この表の金額の欄に掲げる金額は、当該欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

別表第44~別表第49 省略

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 宅地建物取引業法(以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 33,000

の表に定める手数料の金額の5割に相当する金額とする。

(1)~(3) 省略

5 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける地域内において災害により滅失し、または損壊したため、当該災害の発生の日から6月以内に確認申請書が提出された建築物等に係る(1)の項から(4)の項までおよび(41)の項から(47)の項までに掲げる事務の手数料ならびに地方公共団体が行う災害応急住宅の建築に係る(1)の項から(4)の項までに掲げる事務の手数料は、無料とする。

6 この表の金額の欄に掲げる金額は、当該欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

別表第44~別表第49 省略

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 宅地建物取引業法(以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 33,000

(2) 省略		
(3) 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格試験の手数料	同	7,000
(4) 法第18条第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格登録簿への登録の手数料	同	37,000
(5) 省略		
(6) 法第22条の2第1項または第5項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の交付の申請に対する審査の手数料	同	4,500
(7) 法第22条の3第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の有効期間の更新の申請に対する審査の手数料	同	4,500

別表第51～別表第63の2 省略

別表第64

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号。以下この表において「法」という。)第9条第1項の規定に基づく第一種フロン類回	円 1件につき 6,000

(2) 省略		
(3) 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の手数料	同	7,000
(4) 法第18条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿への登録の手数料	同	37,000
(5) 省略		
(6) 法第22条の2第1項または第5項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査の手数料	同	4,500
(7) 法第22条の3第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査の手数料	同	4,500
(8) 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の13第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の書換え交付の手数料	同	4,500
(9) 宅地建物取引業法施行規則第14条の15第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の手数料	同	4,500

別表第51から別表第63の2まで 省略

別表第64

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下この表において「法」という。)第27条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業に係	円 1件につき 6,000

収業に係る登録の申請に対する審査の手数料	
(2) 法第12条第1項の規定に基づく第一種フロン類回収業に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料	同 4,000

別表第64の2・別表第65 省略

別表第66

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務手数料

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この表において「法」という。）第17条第1項の規定による特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定の申請（当該認定の申請と併せて同条第4項の規定による申出があるものに限る。）および法第18条第1項の規定による特定建築物の建築等および維持保全の計画の変更の認定の申請（当該変更の認定の申請と併せて同条第2項において準用する法第17条第4項の規定による申出があるものに限る。）の審査に係る手数料は、これらの申請について法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出がなかったとしたならば、当該申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の確認または同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した金額とする。

別表第67

る登録の申請に対する審査の手数料	
(2) 法第30条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料	同 4,000

別表第64の2および別表第65 省略

別表第66

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務手数料

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この表において「法」という。）第17条第1項の規定による特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定の申請（当該認定の申請と併せて同条第4項の規定による申出があるものに限る。）および法第18条第1項の規定による特定建築物の建築等および維持保全の計画の変更の認定の申請（当該変更の認定の申請と併せて同条第2項において準用する法第17条第4項の規定による申出があるものに限る。）の審査に係る手数料は、これらの申請について法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出がなかったとしたならば、当該申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の確認または同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる金額とする。

別表第67

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合 (ア) 省略 (イ) 建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき a・b 省略 イ 法第6条第2項の規定による申出がある場合	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額 アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出が

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合 (ア) 省略 (イ) 建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき a・b 省略 イ 法第6条第2項の規定による申出がある場合	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額 アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出が

なかつたとした
ならば、当該認定
の申請に係る建
築物について、建
築基準法第6条
第1項の規定に
よる建築物の確
認または同法第
18条第2項の規
定による建築物
の計画の通知に
対する審査を受
けるために納付
すべき手数料と
して別表第43の
規定により算定
して得られる額
に、同法第6条第
5項、第6条の2
第3項または第
18条第4項の規
定による構造計
算適合性判定を
受けるために納
付すべき手数料
として同表の規
定により算定し
て得られる額に

なかつたとした
ならば、当該認定
の申請に係る建
築物について、建
築基準法第6条
第1項の規定に
よる建築物の確
認または同法第
18条第2項の規
定による建築物
の計画の通知に
対する審査を受
けるために納付
すべき手数料と
して別表第43の
規定により算定
して得られる額
を加算した金額

	<u>対する消費税法</u> <u>の規定に基づく</u> <u>消費税および地</u> <u>方税法の規定に</u> <u>基づく地方消費</u> <u>税に相当する額</u> <u>を加算した額を</u> <u>合算した金額</u>
(2)~(4) 省略	省略

注 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第10条第4項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受

(2)~(4) 省略	省略

注 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第10条第4項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受

けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した金額

(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料
 ア 省略
 イ 一の建築物について認定を受けようとする場合（住戸について併せて認定を受けようとする場合を含む。）
 (ア) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであると

けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる金額

(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料
 ア 省略
 イ 一の建築物について認定を受けようとする場合（住戸について併せて認定を受けようとする場合を含む。）
 (ア) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであると

き a 省略 b 共同住宅または長屋住宅 (イ)・(ウ) 省略	アに掲げる建築物の住戸の戸数の区分に応じて定める金額に、(a)から(e)までに掲げる建築物の住戸の部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額
(3) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規

き a 省略 b 共同住宅または長屋住宅 (イ)・(ウ) 省略	アに掲げる建築物の住戸の戸数の区分に応じて定める金額に、(a)から(e)までに掲げる建築物の住戸の部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額
(3) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規

	定により算定して得られる額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した金額
(4) 省略	
(5) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建

	定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 省略	
(5) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建

築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した金額

注1～3 省略

築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額

注1～3 省略